

令和 8 年 8 月 26 日

尾 道 市 長
(建 設 部 契 約 課)

建設工事等の指名除外措置の概要について公表します。

- 1 指名除外業者 株式会社竹中土木
- 2 指名除外期間 令和 8 年 8 月 26 日 ～ 令和 8 年 9 月 25 日 (1 か月)
- 3 事 実 概 要 株式会社竹中土木が代表構成員を務める共同企業体で施工中の「近畿自動車道高架橋の耐震補強工事」にて令和 7 年 8 月 5 日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和 8 年 6 月 1 0 日付けで羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、罰金刑の略式命令を受けたことによる。
- 4 指名除外理由 上記事実については「建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱」別表第 14 項に該当する。

〈建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱別表第 14 項〉

措 置 要 件	期 間
(業務に関する法令違反) 14 業務に関し法令に違反し、資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 1 か月以上 9 か月以内